4月分のインバランス精算等について(検討状況報告)

平成28年6月17日 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

1. 問題の所在

- (1) 本年4月に開始した計画値同時同量制度の下において、発電電力量と需要電力量の 差分(インバランス)に係る費用は、計画が適切なものであることを前提に、発電/需 要計画と発電/需要実績との差に基づき、発電事業者及び小売事業者と一般送配電事業 者との間で精算することとなっている。
- (2) しかしながら、制度移行に際して必要な関係者の事前の準備・習熟期間が必ずしも十分でなく、4月以降、<u>各事業者から提出される計画に少なからぬ入力誤りがあった</u>。加えて、広域機関システムによるチェックが事前の想定どおり機能しなかったこともあり、<u>本来解消されるべき計画の不整合が残り、これらに起因する実態のないインバラン</u>スが見かけ上多数生じている事態となっている。
- (3) 特に、新制度発足当初は大半の事業者の計画に誤りがあり、誤りが広範に及んだため、結果的に、件数のみならず、電力量としても相当程度の実態のないインバランスが発生している。

○本来のインバランス精算 ○計画値不整合下 一致した発電計画=需要計画を基準に、 インバランス精算を実施 不足インバランス (発電→一送) 余剰インバランス 計画値不整合 -送→発電) インバ・ランス 総量 余剰インバランス 余剰インバランス (一送→小売) (一送→小売) 発電 発雷 発雷 販売 調達 需要 需要 発雷 販売 調達 需要 需要 実績 計画 計画 計画 計画 実績 実績 計画 計画 計画 計画 実績

2. 対応の方向性

- (1) 計画値同時同量制度が適正に機能するためには、発電事業者及び小売事業者が誤りのない整合的な計画を電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」という。)に提出することが不可欠であり、広域機関の定める送配電等業務指針においても、整合性の確保された計画を提出することは発電事業者及び小売事業者の責務となっている。したがって、仮に誤りのある計画であったとしても、その誤りに起因する負の影響は、基本的に誤った計画を提出した事業者が負うべきである。
- (2) 他方、制度移行に際し、
 - ①事前のシステム構築が不完全であるとともに、システムの利用方法に関する事前の 周知が十分でなかったこと(広域機関)、
 - ②誤りのある計画に対するインバランス精算方法に関する事前の検討が十分でなかったこと(資源エネルギー庁、一般送配電事業者、広域機関)

を考慮すると、<u>誤った計画による負の影響をすべて発電事業者及び小売事業者の責めに</u> 帰することは衡平を欠き、何らかの形で発電事業者及び小売事業者による訂正の機会を 設けることが妥当と考えられる。

(3) また、計画の誤りは発電事業者及び小売事業者に損失をもたらす(不足インバランス)だけでなく、利得をもたらす(余剰インバランス)場合もある。この場合、当該利得は一般送配電事業者の損失の下で発生するものであり、計画を誤った事業者が、その誤りに起因する実態のない余剰インバランスによる利得を得ることは妥当でない。このため、発電事業者及び小売事業者における実態のない余剰インバランスについては、その解消を図る必要がある。

3. インバランス精算方法(案)

- (1) 精算プロセス
- ① 提出のあった発電/需要計画と発電/需要実績に基づき、一般送配電事業者がインバランス量を算定の上、発電事業者及び小売事業者に通知。【第1段階】
- ② 発電事業者及び小売事業者が通知内容を確認の上、自らの計画に誤りがあったときは、
 - 一般送配電事業者に対し、計画値の訂正を申入れ。【第2段階】
 - →訂正の合意がなされない場合、紛争処理プロセスへ
 - <具体的内容>
 - ○計画値訂正の申入事業者
 - A. 計画を提出したすべての発電事業者及び小売事業者
 - ○訂正値申入対象の計画誤り
 - A. 予め定めた計画誤りの類型に当てはまる計画のみ(桁数の入力ミス等)
 - B. 客観的に明確な計画誤り
 - ○訂正値申入対象となる計画の期間

- A. 大半の事業者の計画に誤りのあった4月当初のみ
- B. 4月分すべて
- ③ 一般送配電事業者が資源エネルギー庁にて定める一定の基準に基づき対象事業者を 選定の上、発電事業者及び小売事業者に対し、インバランス算定の元となった計画値 の妥当性の確認を申入れ。【第3段階】
 - →訂正がなされない場合、紛争処理プロセスへ
 - <具体的内容>
 - ○確認申入対象の選定基準 ※具体的な選定基準は要検討
 - A. 発電事業者及び小売事業者の計画不整合の発生状況及びインバランスの発生状況
 - ○確認申入対象の計画誤り
 - A. すべての計画誤り
 - B. 発電事業者及び小売事業者に余剰インバランスの発生する計画誤りのみ
 - ○確認申入対象の計画の期間
 - A. 4月分すべて

なお、②及び③の訂正が必要ない計画については、そのまま提出計画に基づき精算を実施する。このほか、②及び③の具体的な運用方法については、要検討。

- (2) スケジュール
- 6月10日 事業者向け説明
 - 17日 電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合への報告(本日)
 - 24日 本提案に対する意見・質問提出期限
 - ~6月末 事業者からの意見等を踏まえた具体的なインバランス精算方法の確定
- 7月 1日 電力基本政策小委員会への報告
- 7月上旬~ 一般送配電事業者からのインバランス量の通知

(参考) 広域機関による計画不整合の解消に向けた今後の対応

(1) 基本的考え方

計画値同時同量制度が適正に機能するには、発電事業者及び小売事業者の計画に誤りがなく、互いに整合的なものであることが大前提であり、その実現に向けて、これまで多発してきた計画不整合を一日も早く解消することが求められる。このため、事業者から計画の提出を受ける広域機関において発電事業者及び小売事業者に対して計画不整合の早期解消を促すとともに、計画不整合を放置したまま実需給を迎えることを繰り返す事業者に対しては、報告徴収などにより原因を確認の上、厳格な対応を行う。

(2) 具体的対応

①直近に提出された計画に基づく分析と注意喚起等

広域機関は、不整合のある計画を提出している事業者を対象に実施した講習会後にあたる5月末に提出された計画を分析し、6月中旬以降、不整合が認められた事業者に対して個別に注意喚起等を行う。

②システム対応

7月中旬以降、広域機関は、速やかに、システム対応による自動チェック等を通じて、 不整合が認められた事業者に対しては、エラーメッセージを発出して実需給断面までの 不整合解消を促す。エラーメッセージを発出してもなお、繰り返し計画の不整合を引き 起こした状態で実需給を迎えた事業者に対しては、報告徴収などにより原因を確認の上、 広域機関の業務規程などに基づく厳格な対応を実施。

以上